

# きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和3年11月発行

No. **97**  
2021 / NOV.

## 目次

- ② 着任のごあいさつ 木曽税務署
- ③ 税務署からのお知らせ  
(消費税のインボイス制度登録申請受付中)
- ④ 青年部・女性部・大桑村支部ボランティア事業
- ⑤～⑥ 中信県税事務所からのお知らせ
- ⑦ 会員企業のご紹介
- ⑧～⑨ 税金Q & A コーナー
- ⑩ 事務局日誌・支部対抗親睦ゴルフ大会



### — 木曽川源流にある味噌川ダムからの秋の風景 —

木曽川の源流にある味噌川ダムから源流域の村、「木祖村」を望む。  
山々は、色とりどりの紅葉に包まれている。



## 署長着任のごあいさつ

木曾税務署長 矢野 直樹



本年7月の人事異動で木曾税務署長を拝命いたしました矢野と申します。

出身地は伊那市（高遠町）で、長野県内の勤務は6署目になりますが、初めての木曾署勤務で、信州の魅力を再発見しております。皆様方のお力添えを賜りながら、信頼される税務行政を進めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大沢会長をはじめ、会員の皆様方には、日ごろから法人会活動を通じ、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

木曾法人会におかれましては、事業目的に「正しい税知識の普及と納税意識の高揚」を掲げられ、税に関する各種研修会の開催をはじめ、租税教室への講師派遣、小学校児童への「下敷」配布、「税に関する絵はがきコンクール」開催など、租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、ボランティア活動、児童養護施設への寄付などの社会貢献活動にも取り組まれ、地域社会の健全な発展にご尽力いただいております。これらの租税教育活動や社会貢献活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、私ども税務署の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、国民の皆様からの理解と信頼の下、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、悪質な納税者には厳正な態度で臨んでおります。

その一つとして、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、申告期限を柔軟に取り扱うことや、納税の猶予制度をご案内するなど、きめ細やかなサービスの提供に取り組んでまいりました。今後も納税者

の皆様が適正な申告・納税を行うために必要な税制上の措置につきまして、積極的に周知・広報を行うとともに、納税者の皆様からの相談には親切・丁寧に対応していきたいと考えております。

また、消費税につきましては、令和3年10月1日から「適格請求書保存方式」いわゆるインボイス制度の登録申請の受付が開始されました。インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式であり、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となるとともに、この適格請求書の発行・交付は、登録を受けた事業者のみができるものです。

インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様にご理解いただけるよう、法人会の皆様と連携しながら、周知・広報等に取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、インボイス制度の登録申請に当たってもe-Taxが利用できますので、重ねてご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曾法人会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝と会員企業の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。



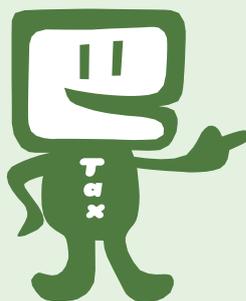
事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

登録申請  
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録  
申請が必要です。



登録申請手続は、  
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、 「e-Taxソフト (SP版)」 をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき  
点などを解説します。また、チャット機能を利用  
した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで  
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム  
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を  
ご覧ください。

特設サイトへ▶





平成29年度青年部合同例会（木曾担当）



租税教室の様子

## 青年部員募集

木曾法人会の青年部員は令和3年11月現在30名です。今は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、研修会などが開催できておりませんが、毎年、部員の中から講師を決めて、研修会を行い、その後はメイン(?)の懇親会を行って情報交換などを行っています。

年に1度、長野県内10法人会の青年部員が集まり交流を深めています。

県内地域の異業種の方々と交流できるので、自社の仕事に繋がることもあると思います。

また租税教育事業としまして、小学校6年生への租税教室を年2回ほど行っています。管内小学校へ出向いて、パワーポイント等を使って税についての話をしています。

この機会にぜひ、木曾法人会青年部へご加入ください。青年部員一同、お待ちしております。

## 女性部活動報告

### 「大好きな香りに包まれて」

木祖村支部女性部アロマストーン講習会が、9月21日に木祖村木工文化センターで開催されました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、講習会が開催されなかったのですが、今年は開催されるのかな、開催されるとしたらどんなものを作りたいのかな、と楽しみにしておりました。今年はお店や事務所のインテリアになる、手作りストーンにドライフラワーを飾り付け、そこへよい香りのアロマオイルをつけるという講習会が行われました。

講師の先生は木祖村在住でアロマサロンを経営されている、清水えり子さんです。最初にアロマについてのお話をお聞きし、それから3つのアロマオイルの匂いを嗅いで、どのオイルが印象的だったか、またその匂いから想像する場所、季節などを各々記入して、発表しました。

そしていよいよ作業開始です。ストーンを作る為の型に、飾り用のドライフラワーなどをイメージしながら選び、次に石膏に水を入れて混ぜて型に流し込む。固まらないうちにドライフラワーなどをくっつけて、ストーンが固まったら型からはずし、吊るし用のリボンをつけて出来上がりです。ストーンとドライフラワーの間にアロマオイルを数滴たらしたら完成です。部屋に飾ると部屋中がほのかにアロマの香りがして、とても癒されます。リラックス効果抜群です。

今年も、木祖村の文化祭に出来上がった作品を出展しました。

(事務局 記)



## 大桑村支部 ボランティア事業

大桑村支部会員は、ボランティア活動としてアルミ缶・ペットボトルのキャップ回収を実施し、アルミ缶は村内にある大桑中学校へ、ペットボトルのキャップは、JA木曾へそれぞれ寄付をする活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、ボランティア活動が出来ない状況でしたので、回収の為に会員は集まらず、個々に持参していただく方法で行いました。

少しでも、役にたてていただければいいなと思います。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難な方について、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予制度がありますので、最寄りの県税事務所(裏面参照)にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業に著しい損失又は給与収入の減少で納期限までに納税が困難(収入等が任意の 1 か月間において前年又は前々年同月比概ね 50%以上減少の場合に限る) など

① 徴収の猶予  
(地方税法第 15 条)

左記には該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響で利益や収入が減少し、納期限までに納付が困難(又は納税できなかった。)

② 換価の猶予(裏面)  
(地方税法第 15 条の 5 又は 15 条の 6)

### ① 徴収の猶予

- 次の要件に該当する場合、納税を最長 1 年間猶予します。(更に延長できる場合あり)
- さらに、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。
- 猶予期間中において、税金を分割納付することもできます。

#### ○事業に著しい損失を受けた場合

- 納税者の方が営む事業について、収入の減少等により、著しい損失を受けた場合
- 納税者の方の給与が、勤務先の業績低下、勤務日数の減少、解雇などにより減少した場合

※いずれの場合も、令和 3 年 2 月以降の任意の 1 か月間における収入が前年(又は前々年)同月比で概ね 50%以上減少した場合に限ります。

#### ○災害により財産に相当な損失が生じた場合

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### ○ご本人又はご家族が病気にかかった場合

- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

## ② 換価の猶予

- 県税を一時に納付することができない場合、納税を最長 1 年間猶予します。  
(更に延長できる場合あり)
- 猶予期間中においては、税金を分割納付等することができます。
- 猶予期間中の延滞金が軽減されます。(R3 年:通常8.8%を1%に軽減)  
さらに、令和3年2月以降の任意の 1 か月間における収入が前年(又は前々年)同月比で概ね 50%以上減少した場合は延滞金を全額免除します。

## 納税の猶予の手続

- **詳しい内容や手続等は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。**

お問い合わせ先	あなたのお住まい
【総合県税事務所】 長野合同庁舎内 TEL 026-234-9560	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡
【総合県税事務所北信事務所】 北信合同庁舎内 TEL 0269-23-0204	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
【東信県税事務所】 佐久合同庁舎内 TEL 0267-63-3136	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
【東信県税事務所上田事務所】 上田合同庁舎内 TEL 0268-25-7118	上田市、東御市、小県郡
【南信県税事務所】 伊那合同庁舎内 TEL 0265-76-6892	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
【南信県税事務所諏訪事務所】 諏訪合同庁舎内 TEL 0266-57-2906	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
【南信県税事務所飯田事務所】 飯田合同庁舎内 TEL 0265-53-0406	飯田市、下伊那郡
【中信県税事務所】 松本合同庁舎内 TEL 0263-40-1906	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
【中信県税事務所木曽事務所】 木曽合同庁舎内 TEL 0264-25-2216	木曽郡
【中信県税事務所大町事務所】 大町合同庁舎内 TEL 0261-23-6505	大町市、北安曇郡

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

## 南木曾町支部 好日珈琲株式会社

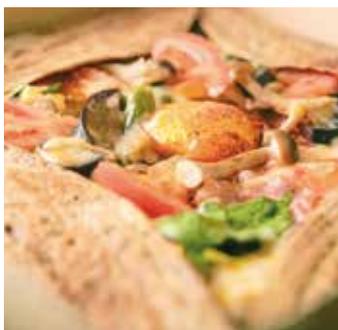
代表取締役 藤原 昭次

〒 399-5302 長野県木曾郡南木曾町吾妻 805 イ-2  
TEL 0264-24-0287 HP: kojitsucoffee.jp

令和元年に設立し妻籠宿内で本格的な珈琲と信州産そば粉を使ったガレットを中心としたカフェを営んでいます。

オープン間もなくコロナ禍とのお付き合いでまだまだ軌道に乗り切っていませんが、観光地妻籠宿の未来に向けこれからの地域を担う人が増えるように、しっかりと稼げるビジネスモデルとしてやっていきたいと思っています（不安になりますが…笑）

また家族経営のお店が多い中、世襲にとらわれずお店を譲渡しやすいよう法人化しました。



## 会 員 企 業 の ご 紹 介

## 大桑村支部 木挽の里協同組合

代表理事長 岨手 孝子

〒 399-5502 長野県木曾郡大桑村須原 1032-1  
TEL 0264-55-2900 FAX 0264-55-4005



平成8年に道の駅隣に木挽の里協同組合の店舗を出して木工品等を商っていましたが、令和2年に現在の須原の定勝寺前に事務所・工房を移転しました。

地元特産品の朴葉巻とカラスミ（特に当店オリジナルの花カラスミ）の製造・販売を主体とした店へリニューアルしましたので、是非一度ご利用下さい。木工製品も受注販売へと切り替えて今まで通り取り扱っております。

# 税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第37弾は、前回に引き続き令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録が可能となる適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）について説明します。

## Q1 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。

**A1** 登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」といいます。）から生じます。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります。

（参考）令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日に生じることとなります。

## Q2 適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。

**A2** 適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報については、次のとおりです。

### (1)法定の公表事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④登録番号
- ⑤登録年月日
- ⑥登録取消年月日、登録失効年月日

### (2)本人の申し出に基づき追加で公表できる事項

次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

- ①個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ②人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

**Q3** 令和5年10月からの適格請求書等保存方式の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

**A3** 適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、適格請求書として必要な事項（上記①、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

（注）上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、令和元年10月1日から実施された軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

（適格請求書の記載例）

請求書		
(株)〇〇 御中		××年11月30日
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...	...	...
合 計		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※軽減税率対象品目		
△△商事(株)		登録番号 T1234567890123

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

## 7月

- 2日 青年部正副部長会（法人会事務所）
- 6日 青年部租税教室（開田小）
- 15日 県連厚生委員会（松本市）

## 8月

- 23日 県連組織委員会（事務所リモート参加）

## 9月

- 2日 総務委員会（建設会館2階会議室）
- 8日 県連事務局長会議（事務所リモート参加）
- 10日 女性部絵はがきコンクール学校長会説明（教育会館）
- 13日 税のポスター選考会（木曾税務署）
- 21日 木祖村支部女性部アロマストーン講習会（木工文化センター）
- 24日 法人税・消費税決算説明会（建設会館3階会議室）
- 27日 広報委員会（建設会館2階会議室）

# 事務局日誌

## 10月

- 11日 理事会（木曾建設会館3階会議室）
- 21日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会（木曾C.C.）
- 22日 青年部正副部長打ち合わせ会（大澤商店）
- 25日 支部事務局担当職員連絡会議（建設会館2階会議室）



## 支部対抗親睦ゴルフ大会開催 — 木曾町支部千—ム優勝 —

支部対抗ゴルフ大会が10月21日木曾町開田にあります木曾カントリー倶楽部で開催されました。少し肌寒かったですが、秋晴れで最高のゴルフ日和となりました。青空のもと御嶽山の上のほうには雪が積もっていて、紅葉も見える中での大会となりました。

上位3位までの成績で競う支部対抗に5支部と、24名が参加され、熱戦が繰り広げられました。



### 【支部対抗順位】

- 優勝 木曾町支部
- 準優勝 大桑村支部
- 第3位 上松町支部



### 【個人戦順位】

- 優勝 林 博 さん（大林工業㈱）
- 準優勝 中村 一美 さん（㈱中村建設）
- 第3位 栩秋 浩二 さん（木曾建設産業㈱）
- ベストグロス  
栩秋 浩二 さん（木曾建設産業㈱）  
神田 一哉 さん（木曾協和産業㈱）